最終更新日：2018年12月21日

株式会社エラン
代表取締役社長　櫻井　英治
問合せ先：0263-29-2684
証券コード：6099
https://www.kkelan.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念として『私達は、お客様に満足していただける最高の商品とサービスを追求し、情熱を持った行動を通じて、心豊かな生活環境の実現に貢献します』を掲げて、介護医療関連事業として病院・施設等での生活で必要となる衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせた日額制のサービス「ＣＳセット」を提供しております。
また、当社は、会社の使命として、健全で持続的な成長により中長期的な企業価値を向上させることで、お客様（そのご家族を含む）、取引先、従業員及び株主の他、企業活動を支える全てのステークホルダーからの期待・信頼に応えていきたいと考えております。
企業価値を向上させていくためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】株主総会における権利行使
当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等を総合的に勘案し、議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成比率等を勘案し、必要に応じて、議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳を実施するか否かを検討してまいります。

【補充原則３－１－２】英語での情報開示
当社は、現在は英語での情報の開示・提供を実施しておりませんが、今後の株主構成比率の変化等を踏まえ、必要に応じて英語での情報開示の充実を検討してまいります。

【補充原則４－１－２】中期経営計画
当社は、現状では、単一事業かつストック型ビジネスであることから、毎期の目標達成への邁進が企業価値の向上に直結するものとの判断で、単年度計画を重視し、単年度計画に対するモニタリングを通じて企業価値の向上を図っております。今後、事業環境やビジネスモデルの変化等により必要と判断された場合には、中期経営計画の定期的なローリングを通じた企業価値向上も図ってまいります。

【補充原則４－１－３】後継者の計画（プランニング）
当社は現時点においては、後継者プランの策定は行っておりません。しかしながら、中長期的な重要経営課題であるため、今後幹部社員の育成とともに、後継者に求める要件の具体化等を行っていく予定です。

【原則４－２】【補充原則４－２－１】取締役報酬へのインセンティブ付け
当社の取締役の報酬は、株式上場前に一部の取締役に付与したストック・オプションを除くと、全て現金報酬（月額報酬と前年度実績と連動した役員賞与）で構成されています。今後は、より中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合を検討してまいります。

【補充原則４－３－１】取締役の選任・解任手続き
取締役候補の決定に当たっては、代表取締役が、人格、見識、経験、能力を有している者を候補者として原案を作成し、取締役会でこれを決定することとしております。尚、今後は、社外取締役、監査役ともこれまで以上に積極的に情報を共有し、事前に意見を確認すること等を通じて、より会社の業績等の評価も反映させた、公正かつ透明性の高い選任プロセスの実現に努めてまいります。

【原則４－８】独立社外取締役の有効な活用
当社では、社外取締役1名、社外監査役2名を独立役員として届出ております。社外取締役は1名ではありますが、当該取締役は、独立役員としての視点から各取締役、監査役との間で積極的に意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外役員としての責務を十分にはたしていると考えております。ただし、今後、会社の規模の拡大や事業環境の変化等により社外取締役を増員すべき状況となった場合には、社外取締役の追加選任を検討いたします。

【補充原則４－８－１】独立社外取締役の情報交換・認識共有
当社では、社外取締役が1名であることから複数の社外取締役が参加する意見交換の場はないものの、必要に応じて、独立社外者のみを構成員とする会合として、社外取締役と社外監査役の情報交換の場が設けられており、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の場として機能しております。

【補充原則４－８－２】独立社外取締役の経営陣・監査役との連携
社外取締役を複数名選任することとなった場合に検討致します。

【補充原則４－10－１】指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言
現在取締役の選任にあたっては、独立社外取締役の関与・助言を得ておりません。取締役の報酬の決定にあたっては、代表取締役は、社外取締役に事前相談の上で、個人別の報酬金額を決定しております。現時点では、独立社外取締役を中心に運営する任意の諮問委員会の設置の予定はありませんが、取締役の指名・報酬などの事項に関し、独立社外取締役により一層の関与・助言を得る仕組みを必要に応じて検討してまいります。

【補充原則４－11－３】取締役全体の実効性分析・評価の結果概要

現在、当社では取締役会全体の実効性について分析・評価は行っておりません。今後、取締役会の運営状況等に関するアンケート等によってその実効性を分析、評価し、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【原則5－2】経営戦略や経営計画の策定・公表
当社は、そのビジネスモデル、事業特性を踏まえ、単年度事業計画をベースとした管理を通じて企業価値向上に努めており、数値目標については公表しておりません。今後、中長期的な企業価値の更なる向上に向け、必要があると判断される場合においては、各種計画や数値目標等の公表についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】政策保有株式に関する保有方針と議決権行使基準
1．政策保有株式の保有方針
当社は、企業価値向上に資すると判断する場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、現在のところ、政策保有株式の保有はありません。今後、保有することが決定した場合は、その内容を開示いたします。
2．政策保有株式の保有合理性の検証
当社は、保有する個別銘柄に関しては、毎年取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通し、保有目的の適切性、保有に伴うメリット、リスク、資本コストとのバランス等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、上記保有方針に則して定期的に保有の継続、処分の判断を実施します。
3．議決権行使方針
政策保有株式に係る議決権の行使に際しては、当社および保有先の企業価値の維持及び向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使します。

【原則2－6】アセットオーナー
当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金および厚生年金基金を制度として導入しておりません。

【原則1－7】関連当事者間の取引に関する手続きの枠組み
当社は、取締役会規程において、会社と当社役員又は主要株主（自己または他人の名義をもって議決権の10%以上を保有する株主）との間で行う取引に関して、取引ごとに事前に取締役会にて報告し、承認を得る旨を定めております。

【原則3－1】情報開示の充実
(i) 経営理念・経営戦略/計画
当社の経営理念、行動指針については、当社ホームページ（https://www.kkelan.com/corporate/idea.php）にて開示しておりますのでご参照ください。
(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針
1．基本的な考え方 に記載しております。
(iii) 経営陣幹部/取締役の報酬決定方針及び手続
取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成しており、経営環境、業績、取締役個人の成果等を勘案し、決定しております。
報酬決定の手続きとしては取締役会決議により代表取締役に一任しております。社外取締役に事前相談の上で、個人別の報酬金額を決定しております。
(iv) 経営陣幹部/取締役/監査役の選解任の方針及び手続き
取締役候補者の指名と代表取締役以下の経営陣の選任および解任は、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち選任・解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。
取締役候補者の指名と代表取締役以下の経営陣の選解任についての考え方は、以下のとおりです。
・取締役並びに代表取締役以下の経営陣として、相応しい人格、高い見識、豊富な経験、高い能力を有する人物であること
監査役候補の決定に当たっては、代表取締役が、人格、見識、経験、能力を有している者を候補者として原案を作成し、監査役会の同意を得た上で、取締役会でこれを決定することとしております。
(v) 情報開示の充実
当社は、取締役、監査役の選解任にあたり、その選解任理由を「株主総会招集ご通知」で開示しております。

【補充原則4－1－1」】取締役会から経営陣への委任範囲の概要
当社は、取締役会規程の定めに基づき、重要事項についての決議・報告を取締役会で行っております。取締役会は業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令、定款及び前述の事項以外の業務執行の意思決定は、各取締役に委任しております。

【補充原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準
当社は、東京証券取引所が定める独立役員としての基準に基づき、人格、見識、能力その他によって、独立かつ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できる者を社外取締役候補者として選定することとしております。

【補充原則4－11－1】取締役選任の方針・手続き
社内取締役については、代表者のほか、営業部門、業務部門、経営管理部門の各部門責任者の任命するに足る人物かどうかを、人格、見識、経験、能力等の観点から判断し、選定しております。
社外取締役については、経営全般に対する見識を有する者のなかから、見識、経験、能力等の観点から判断し、選定しております。
なお、取締役の指名にあたっては、性別や国籍等の個人属性は一切とらわれるものではありません。取締役会の規模については、十分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人員で構成されており、定款において8名の上限を設けております。

【補充原則4－11－2】取締役・監査役の兼務状況
取締役及び監査役の兼任の状況は、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役のトレーニング方針
当社は、取締役及び監査役がその役割や責務を適切に果たすために必要十分なトレーニングを実施します。社外役員のトレーニングについては、必要な見識を有する人材であることに鑑み、必要に応じてトレーニングを実施します。
トレーニングの方針として、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、資本市場に関する事項などについて外部機関が提供する講習への参加などを実施することとし、そのために必要な費用は会社が負担することとしています。

【原則5－1】株主との建設的対話の方針

(i) 株主・投資家との対話については、管理本部担当取締役が統括することとしております。
(ii) 株主・投資家との対話を補助する部署として、経営管理部が対応することとしております。
(iii) 株主・投資家との対話の手段については、個別面談への対応のほか、第2四半期及び本決算について決算説明会を機関投資家・アナリスト向けと個人投資家向けで行っております。
(iv) 株主・投資家との対話で把握した意見等については、必要に応じて取締役会等に報告し、当社の今後の経営に活かすこととしております。
(v) 株主及び投資家との対話に際しては、適時かつ公平な情報開示に努め、この原則を基に、開示内容及び範囲について、経営陣及び関連部署と連携の上決定し、インサイダー情報の管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
櫻 井　英 治	4,320,000	28.67
中 島　信 弘	3,380,000	22.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,043,100	6.92
佐 藤　幸 夫	960,000	6.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	536,300	3.56
野村信託銀行株式会社 (信託口)	508,800	3.38
渡 邉　淳	340,000	2.26
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	246,900	1.64
峯 崎　友 宏	182,000	1.21
櫻 井　京 子	120,000	0.80

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田　幸司	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田　幸司	○	―――	同氏は、長年にわたる上場会社での取締役という立場で経営に携わり、会社経営全般に関して豊富な経験と見識を有していること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから、社外取締役として選任しております。金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任と判断し指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木　伸行	他の会社の出身者													
愛川　直秀	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木　伸行	○	―――	同氏は、長年にわたる証券会社での勤務経験等により資本市場全般に関する豊富な見識を有していること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しております。 金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任と判断し指定いたしました。
愛川　直秀	○	―――	同氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しております。 金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任と判断し指定いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において決定をしております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、経営管理部が行っております。
取締役会の資料は、原則として事前配布を行い、社外監査役が十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)
当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役6名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。
(監査役、監査役会)
当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
(会計監査人)
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行しております公認会計士は矢野浩一及び下條修司であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役のうち非常勤監査役の2名は社外監査役であります。社外監査役は経営全般に対する高い見識、資本市場や法律に関する専門知識を持つメンバーで構成されており、当社の取締役会に出席し、十分な経営監視機能を果たしていると判断しております。
また、取締役6名のうち1名は社外取締役であり、上場会社において取締役という立場から会社経営に長年携わってきました。そこで培った経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと考えております。
さらに、監査役は会計監査に、及び内部監査室と適宜に情報共有や意見交換を行っており、不正防止や誤謬の防止に努めております。
以上の事から、当社の業務の適正性が確保できると考えられるため現行の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため、定時株主総会の開催は 3月となり、集中日ではありません。株主総会の日程は、多くの株主にご出席頂ける様に、年度末を避け、早期の開催を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催致します	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催致します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを開設し、有価証券報告書、適時開示書類及びIRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部にてIRを担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社の投資価値を的確に判断できるために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、体制の整備・運用をしております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(2) 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。

(3) 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う.

(2) リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(2) 取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。

(3) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制とし て、以下 ⑴ から ⑷ について定める。

⑴ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。

⑵ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査役へ報告する。

⑶ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は関係会社管理規程に基づき事前に当社の承認を得ることなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

⑷ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査室による監査により、業務の適正性を検証する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べることができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対し取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。

(2) 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。

(3) その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。

(4) 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。

8．子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

(1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、関連会社管理規程に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。

(2) 当社の管理担当部門は、子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
(2) 監査役は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査への立会を行う。
(3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
(4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制･対応策につきましては、当社の反社会的勢力対応規程および、反社会的勢力調査マニュアルに基づき、全取引先との取引前におけるインターネット検索、日経テレコン21による記事検索を実施し、調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しており、既存継続取引先とは年1回の頻度で調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。
また、従業員へはコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの対象となる細則と求められる行動を列挙しうえで、反社会的勢力との関係の断絶を誓わせております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜ガバナンス体制＞

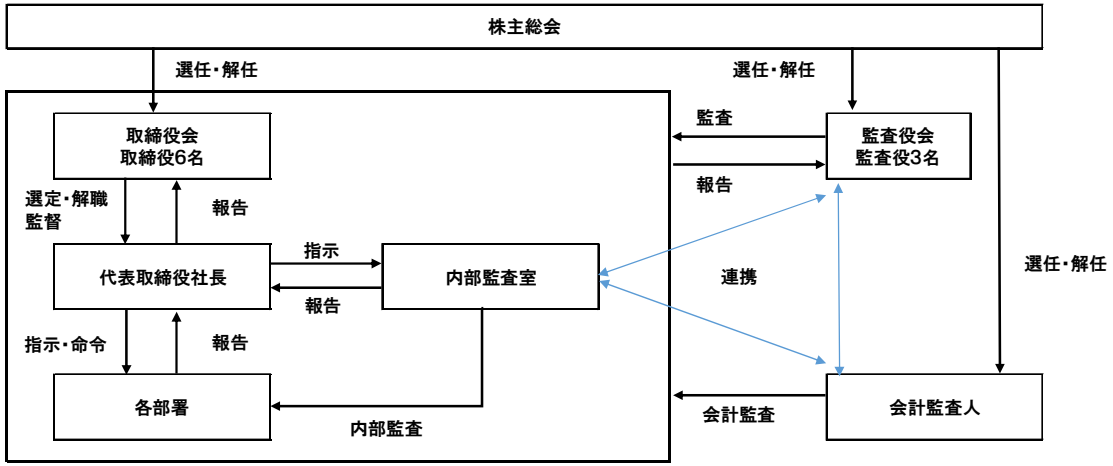

＜決定事実、発生事実、決算等に関する情報フロー＞

